

ユーザー生成コンテンツを第三者が収集・保存することに対する人々の意識

聖学院大学教授

塩崎 亮

人間遺産（human heritage）は存在論的に新たなものである。何百万年にもわたり、人間の生き方を特徴づけてきた行為——歩くこと、観ること、費やすこと、味わうこと、恐れること——の痕跡は、これまでほとんど残されることなく、残されるとしても厳粛な場面に限られてきたわけだが、いまやそうした行為は記録されるようになり、ドキュメントへと変容している。⁽¹⁾

マウリツィオ・フェラーリス

かつては記録されなかった人間のさまざまな言動が、現在では日常的に参照可能なデジタルデータとしてウェブ上で流通するようになった。冒頭で引用した哲学者マウリツィオ・フェラーリスが念頭においているのは検索や移動、購買行動といった履歴データだが、その指摘はソーシャルメディアの「ユーザー生成コンテンツ」（User-Generated Content: UGC）にも当てはまる。わたしたちはもはや、個人の体験や意見、感情といった日常の断片を、かつてよりはるかに容易に捕捉・拡散し、再利用することもできる。しかしそれらの多くは、公的に保存されない限り、ただ消え去っていくもののように見える。

文化遺産機関はこれまで社会的に価値があるとみなされた「ドキュメント」（何らかのものごとを指し示す根拠として機能する記録された情報のこと）を収集・保存するアーカイブ機能を担ってきた⁽²⁾。しかし紙媒体の出版物の世界と異なり、デジタルドキュメント（特にネットワーク上で流通するもの）の長期利用を保証する社会的仕組みは確立されていない。電子書籍・電子雑誌や電子公文書については既存の法制度を拡張する形で図書館やアーカイブズ機関が対応し始めている（図1のAライン）が、個人が作成・管理する私的な一人称のデジタルドキュメント（Bライン）を文化遺産機関がコレクション化する事例は世界的にもまだ少ない。ウェブやSNS上で「公開」されたUGC（B'ライン）はさまざまな文脈で参照・活用されているだけでなく、現代社会の諸相を記録したこれまでにない史料と将来なりうるのかもしれないが、散逸・消失してしまうリスクは高い。実際、ある調査によれば、2013年から2023年の間に存在していたウェブページ（ブログを含む）の約4分の1が、2023年10月時点ですでにアクセス不能となっていたという⁽³⁾。また同調査では、公開されていたツイート（現Xのポスト）のうち、およそ5分の1が、数ヶ月のうちにアカウントごと、または投稿単位で消失していたと報告されている。

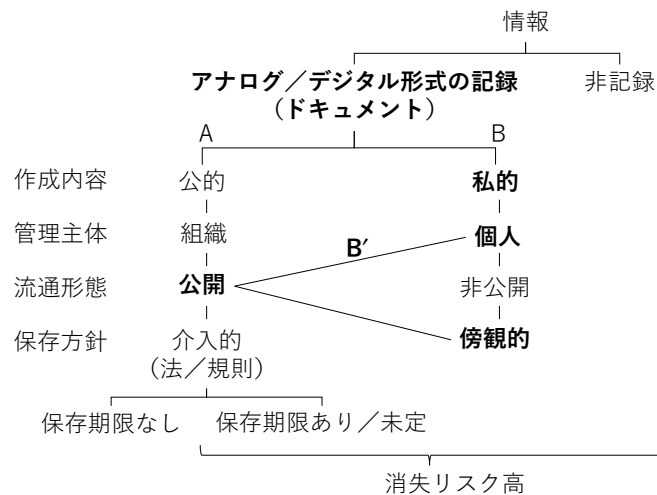


図 1. ドキュメントの諸相

もっとも、第三者が個人に関する記録を扱う場合、たとえそれらが公開されていたものとしても、プライバシー保護などの観点から事前の同意や匿名化、公開制限といった対応を検討せざるをえない。また、誤情報・偽情報・悪意ある情報の検出といった方策も求められることになるかもしれない。さらにそこへ国家機関が介入するとなれば、表現の自由に対する萎縮効果を生じさせるのではないかという懸念も起こりうる。つまり、誰が何をどのように保存する／しないことが社会的に望ましいのか、それはなぜか。そして、実際に文化遺産機関が UGC をアーカイブすることを、創作者や利用者である個人、さらに社会はどの程度受け入れられるのか、そうした事業の費用対便益は正当化できるのか。こうした問いが新たに生じている。

結果として残ったものだけを保存するという受動的な戦略でよしとする社会もあるかもしれない。しかし、デジタルドキュメントは記録媒体の寿命の短さや再生環境への依存度といった点で、紙の資料よりもはるかに脆弱である。単にビット列が残っていればよいわけではなく、生成から 100 年後にも再生可能な形で保持される保証はない。このような前提に立てば、ある国や地域では研究対象となる記録が残っているが、別の国や地域では失われてしまっているという状況が将来生じる可能性も否定できない。

仮に UGC を残す意義が広く認められたとしても、そもそも人間には寿命がある以上、個々人が主体の情報管理には限界がある。コミュニティが保存主体となる場合でも、持続可能性という点から同様の問題を抱えざるをえない。一方で、膨大な量の UGC が巨大 IT 企業のプラットフォーム上で流通・管理されており、多くのデータの未来がそうした一部の営利企業に依存し過ぎているのではないかと懸念もある⁽⁴⁾。パーソナルなドキュメントは「研究資源」ととどまらない。生成 AI の学習データとして利用されているのがその典型例だが、既に営利企業にとって貴重な「経営資源」ともなっている。今後、非公開の履歴データなどを含め、それら諸々の資源が特定の組織に囲い込まれてしまう可能性も否定できない。

このような問題意識から、刊行予定の書籍では、すべてのデジタルドキュメントを残すことが現実的でないにせよ、社会として何をどのように残すべきか（あるいは残すべきでないか）、それを誰が決めるのかという議論が必要ではないかという観点から、UGC のアーカイブ問題に焦点を当て、論点整理をおこなっている。

以下では、そうした議論の足がかりとして、当該書にはおさめきれなかった実証調査の概要を紹介する。

ソーシャルメディア上のドキュメント、特に UGC を第三者が公的支出によって継続的に収集・保存するという試みには、さまざまな制度的・倫理的課題が伴う。その実現可能性は、技術や法制度といった外的条件だけでなく、UGC の作成者であり、同時にその管理や利用にかかわる個人、つまり一般の人々がこの取り組みをどう受け止めるかにも大きく依存する。しかしながら、UGC アーカイブに対して人々がどのような意識をもっているのかということについては、これまでほとんど実証的な検討がなされてこなかった。また、諸々の懸念を軽減するための措置が、どの程度人々の許容度に影響を与えるかといった点も、十分に検証されてこなかった。

こうした背景のもと、筆者は日本国内を対象とする一連の調査を通じて、UGC をアーカイブする取り組みに対する人々の認識を明らかにしようと試みた。最初の調査では、公開された Twitter（当時）の投稿を対象に、研究機関や国立図書館が公開ツイートを収集・保存するという架空のシナリオを提示し、それに対する個人の反応を尋ねた⁽⁵⁾。調査対象は、大学生 197 名と、ウェブ調査会社に登録されたモニター 728 名である。調査結果によれば、「許容できる」と回答した割合は大学生で 70.0%、登録モニターで 53.5%にのぼったが、一方で、「許容できない」とした人たちの多くは、プライバシーに対する懸念や、「なんとなく嫌だ」といった感覚的な拒否反応を理由にあげていた。たとえ研究目的であっても、本人の同意がない保存・利用は受け入れがたいという見方が一定程度存在することが確認された。この傾向は、UGC アーカイブの社会的意義が十分に共有されていないことを示唆しており、今後のアーカイブ実践においては、アドボカシーと透明性の確保が重要な課題となる。

続く調査では、メディアの種類によって保存の許容度が変化するかどうかを検討するために、ウェブサイト、ブログ、Twitter を対象とする訪問留置調査を実施した⁽⁶⁾。1,126 名の回答者に対し、それぞれの媒体について第三者による収集・保存の可否を問うたところ、いずれの条件でも許容できないとする割合は約 35%にのぼった。他方で、たとえば公的機関のウェブサイト（すでに法制度にもとづいて国立国会図書館によって保存されている対象）に関しても、許容すると答えたのは全体の 44%にとどまった。

また同調査では、懸念を緩和する対応策の有効性についても確認した。結果、事前の同意取得や、データの匿名化といった措置は相対的に効果が高かったのに対し、アーカイブズ機関で一般的に用いられる、一定期間の非公開措置（例：50 年後に公開）にはほとんど効果が見られなかった。

さらに同調査では、SNS の利用経験がある人ほど第三者による収集・保存行為を許容しやすい傾向がある一方で、情報プライバシーへの感度が高い人ほど許容しにくいという傾向も確認された。非許容の理由としては、前述のプライバシーに対する懸念や感覚的な拒否反応のほかに、「記録として残す価値があるとは思えない」「悪用される可能性がある」「国家や権力による監視の一環ではないか」といった不信感もあげられていた。

ここまでで紹介した調査はいずれも、UGC を含むウェブコンテンツに限定されたものであった。そこで、従来型メディアとの比較において、どのような保存優先度が人々の間で共有されているのかを検証するため、ウェブ調査（対象者：1,476 名）および訪問留置調査（対象者：1,005 名）を実施した⁽⁷⁾。その結果、文化遺産として残すべき対象としては、一般的に書籍や論文などの従来型メディアが、ウェブサイトやコンピュータゲームといった新規のデジタルメディアよりも優先される傾向が明らかとなった。ただし、書籍よりもウェブサイトの保存を優先すべきだと回答した人も一定数存在していた。このことは、保存対象をメディアの形式だけで画一的に定める方針が、必ずしも人々の意識と一致しているわけではないことを示唆している。

また、文化遺産機関が優先的に収集すべき対象について、メディアの種類と内容の品質のどちらが重視されているかを探るために、別のウェブ調査（対象者：930 名）を実施した⁽⁸⁾。その

結果、内容の信頼性や第三者による精査の有無といった要素が、保存価値の判断に大きく影響していることが確認された。たとえば、広く利用され、一定の品質管理がなされているウェブサイトであれば、自費出版による書籍よりも保存に値するとみなされる傾向があった。これは、従来型メディアかどうかよりも、内容の質や社会的な影響力がある程度重視されていることを示している。個人が作成・管理するウェブサイトであっても、内容が優れており公共的な意義をもつと評価されれば保存対象になりうる、という意識が徐々に浸透しつつあるのかもしれない。

もうひとつの重要な論点は、UGC の収集・保存が言論活動に抑制的な影響（いわゆる萎縮効果）をもたらすかどうかという問題である。アーカイブの目的が社会の諸相を後世に残すことであるならば、そのプロセスが表現の自由を脅かすようなものであってはならない。しかしながら、萎縮効果を実証的に測定することは容易ではない。そこで筆者は、まず一般的なトピックを対象とし、国によるアーカイビング行為が個人の発言にどのような影響を及ぼすかを検証するサーベイ実験をウェブ上で実施した（対象者：2,072 名）⁽⁹⁾。

この調査では、自身が執筆した書評が第三者によって収集／監視されるという仮想シナリオを提示し、それが刺激となって回答に自己検閲的な傾向が生じるかどうかを検討した。その結果、高評価・低評価いずれの書評においても、明確な萎縮効果は見られなかった。具体的には、「国立図書館による保存」「政府による監視」「プラットフォーム事業者によるモデレーション」という 3 つの異なるシナリオを比較したが、回答された書評の内容・文字数に有意な差異は見出されなかった。この結果からすると、限定的ながらも、国による UGC の保存行為そのものが一般的な表現活動にただちに抑制効果をもたらすとは限らない、とはいえる。

ただし、この結果はあくまで一般的な話題に関するものであり、政治的、宗教的、あるいは社会的に機微なテーマについて同様の結果がえられるとは限らない。実際、言論の自由が脅かされやすいのは、しばしばそうした論争的・センシティブな領域においてである。そのため、今後の課題としては、より多様なトピックに関する萎縮効果を検証し、保存主体や保存方法による影響の違いを明らかにしていくことが求められる。あわせて、国家機関ではなく、地域社会や専門家集団などによるコミュニティ主導のアーカイブが言論活動に与える影響についても、実証的な検討が必要となるだろう。

* * *

刊行予定の書籍では、UGC のアーカイブをめぐる諸問題に焦点を当て、技術的・制度的、そして法的・倫理的な課題について多面的な整理を試みている。ただし、すべての UGC を無条件に保存すべきだと主張するものではなく、具体的な制度設計を提示することを目的としたものでもない。ここで紹介した一連の実証調査の結果とあわせて、UGC アーカイブのあり方をめぐる今後の議論に向けた素材のひとつとなれば幸いである。

注・参考文献

- (1) M. Ferraris. Webfare: A Manifesto for Digital Well-Being, transcript Verlag, 2024.（引用は p. 68 より）
- (2) 図書館情報学における「ドキュメント」概念について論じられたものとしては次を参照。根本彰『知の図書館情報学：ドキュメント、アーカイブ、レファレンスの本質』丸善出版, 2024 年；N. Lund. Introduction to Documentation Studies, Facet Publishing, 2024.（塩崎亮・大沼太兵衛訳、根本彰解説『ドキュメンテーションスタディーズ入門：記録される知の理論のために』丸善出版, 2025 年）

- (3) A. Chapekis, et al. When Online Content Disappears, Pew Research Center, 2024. (<https://www.pewresearch.org/data-labs/2024/05/17/when-online-content-disappears/>)
- (4) C. Öhman. The Afterlife of Data: What Happens to Your Information When You Die and Why You Should Care, University of Chicago Press, 2024.
- (5) R. Shiozaki. "Future Uncertainties for Preserving Tweets: Peoples' Perceptions in Japan", Journal of Librarianship and Information Science, 54(4), 2022, 665–677.
- (6) R. Shiozaki. "People's Perceptions on Social Media Archiving by the National Library of Japan", Journal of Information Science, 50(4), 2022, 861–873.
- (7) R. Shiozaki. "The Necessity and Priority of Preserving Cultural Documents as a National Collection for the Public", Journal of Archival Organization, 19(1–4), 2022, 18–35.
- (8) R. Shiozaki. "Preservation Preferences for Books and Websites as Cultural Heritage: A Conjoint Analysis", Collection Management, 49(4), 2024, 222–240.
- (9) R. Shiozaki. "Web Archiving and Chilling Effects: A Preliminary Study", Global Knowledge, Memory and Communication, (online first), 2024. (<https://doi.org/10.1108/GKMC-12-2023-0477>)

<執筆者プロフィール>

専門分野：図書館情報学

所属：聖学院大学基礎総合教育部教授

学位：修士（図書館情報学）シティ大学ロンドン

主著：Existential dependence relations of documents in the context of preservation, Journal of Documentation, 2023, 79 (2), 341–356.; A note on law and economics of legal deposit systems, Libri, 2022, 72 (4), 393–403.